

# 千葉県報

定例  
令和5年4月11日

第13827号

報

県

葉

千

令和5年4月11日(火曜日)

## 主要目次

- 告示 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(三件)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の土壌汚染状況調査等の業務の廃止
- 千葉県収入証紙売りさばき場所の変更
- 千葉県収入証紙売りさばき人の所在地の変更

## 告示

## 示

### 千葉県告示第七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和五年四月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 君津市君津一番の一部(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

### 千葉県告示第七十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和五年四月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 袖ヶ浦市北袖一四番一の一部(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

### 千葉県告示第七十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域のうち、一部は土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十一号に、その他の部分は同項第十二号に該当する区域である。

令和五年四月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 袖ヶ浦市中袖三番一の一部(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

### 千葉県告示第七十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第四十条の規定により、指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止について次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定番号	名称	住所	所代表者名	業務廃止年月日

二〇二〇一	一般財団法人千	千葉市中央区中	葉岡部循一	令和四年八月
一二〇〇〇	葉県環境財団	央港一丁目一一		二十四日
一		番一		

千葉県告示第七十六号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第六条第四項において準用する同条第二項の規定により、変更に係る千葉県収入証紙売りさばき場所を次のとおり指定した。

令和五年四月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	売りさばき場の場所	指定年月日
一般財団法人館山交通安全協会	館山市北条六四八番地一	館山市笠名一、二〇〇番地館山自動車学校 館山市北条六四八番地一館山警察署内	令和五年三月二十二日

千葉県告示第七十七号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第七項の規定により、次の売りさばき人から所在地を変更した旨届出があった。

令和五年四月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	変更後の所在地	変更前の所在地	変更の場所	変更年月日
一般財団法人館山交通安全協会	館山市北条六四八番地一	館山市北条一、〇九〇番地	館山市笠名一、二〇〇番地館山自動車学校 館山市北条六四八番地一館山警察署内	令和五年一月二十三日

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八